

“田舎暮らし”を応援します!

～ 田舎暮らし農園施設整備支援事業のお知らせ ～

兵庫県では、2地域居住の促進による地域の活性化を図るため、「遊休農地」を家庭菜園等として利用するとき、快適に農作業を楽しむために、農地を整備したり、ベンチ、トイレなどを設置する場合の経費の一部を助成します。**(農園施設整備)**

また、このように遊休農地を利用される方で、2地域居住するために農地近くの空き家を利用する場合、改修費用の一部を助成します。**(空き家改修)**

1 事業内容

事業内容	農園施設整備	空き家改修																						
対象者	「遊休農地」を家庭菜園など農園として利用する方（個人でも、団体でも利用可能）																							
対象となる農地・空き家	「遊休農地」（直近1年以内に作物を作付けしていない農地をいいます。） 	人が居住しない住宅で、以下に掲げるすべてに該当しないもの ①市街化区域内にあるもの ②本事業の申請時点において、人が居住しない期間が6か月未満であるもの ③同じ敷地内の母屋（離れ）に人が居住しているもの ④賃貸用物件として継続的に管理しているもの																						
対象経費	遊休農地等の整備、用水路、排水路、農機具収納庫、ベンチ、トイレ、休憩所、シャワー室、ビニールハウス、堆肥舎の整備 等	台所、浴室、便所など水回りの改修、屋根のふき替え、ドアの取替え、外壁塗装工事 等の空き家改修全般																						
助成額	<table><tr><th>対象経費</th><th>助成額(上限額)</th></tr><tr><td>150万円以上</td><td>75万円</td></tr><tr><td>100万円以上 150万円未満</td><td>50万円</td></tr><tr><td>50万円以上 100万円未満</td><td>25万円</td></tr><tr><td>20万円以上 50万円未満</td><td>10万円</td></tr></table>	対象経費	助成額(上限額)	150万円以上	75万円	100万円以上 150万円未満	50万円	50万円以上 100万円未満	25万円	20万円以上 50万円未満	10万円	<table><tr><th>対象経費</th><th>助成額(上限額)</th></tr><tr><td>300万円以上</td><td>100万円</td></tr><tr><td>225万円以上 300万円未満</td><td>75万円</td></tr><tr><td>200万円以上 225万円未満</td><td>66.6万円～ 75万円^(※)</td></tr><tr><td>150万円以上 200万円未満</td><td>50万円</td></tr><tr><td>100万円以上 150万円未満</td><td>33.3万円～ 50万円^(※)</td></tr></table> ※対象経費の1／3の補助(千円未満は切り捨て)となります。	対象経費	助成額(上限額)	300万円以上	100万円	225万円以上 300万円未満	75万円	200万円以上 225万円未満	66.6万円～ 75万円 ^(※)	150万円以上 200万円未満	50万円	100万円以上 150万円未満	33.3万円～ 50万円 ^(※)
対象経費	助成額(上限額)																							
150万円以上	75万円																							
100万円以上 150万円未満	50万円																							
50万円以上 100万円未満	25万円																							
20万円以上 50万円未満	10万円																							
対象経費	助成額(上限額)																							
300万円以上	100万円																							
225万円以上 300万円未満	75万円																							
200万円以上 225万円未満	66.6万円～ 75万円 ^(※)																							
150万円以上 200万円未満	50万円																							
100万円以上 150万円未満	33.3万円～ 50万円 ^(※)																							
実施予定数	(農園施設整備) 50件	(空き家改修) 10件																						

2 その他注意事項

要件について	整備施設の耐用年数以上の遊休農地等の継続的な利用が必要です。
申請について	事業を実施しようとする地域を所管する農林(水産)振興事務所まで申請書類を提出してください。 別途、市町の助成(市町が助成をしている場合)を受けるときは、市町の担当課までお問い合わせください。 年度途中であっても、予算等の都合上、申請を受け付けられない場合があります。
工事について	申請後、県からの交付決定の通知があるまで着工はできません。 工事完了後、完了実績報告書を提出し検査を受ける必要があるため、工事の完了時期などについては、あらかじめ申請先の農林(水産)振興事務所に確認をお願いします。
補助について	補助金は、完了実績報告書の提出後に実施する現地検査に合格した後に交付します。 市町によっては上乗せ補助がある場合があります。この場合、県補助額と市町補助額との合計額は、対象経費の2/3を上限とし、超える場合は県補助額を減額します。 (千円未満の端数は切り捨て)

※ 事業を実施するには上記のほかにも要件があります。事業の活用を検討される場合、詳細については
以下の問い合わせ先まで確認をお願いします。

お問い合わせ先

兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL (078)362-9198 FAX (078)362-4415

E-mail rakuno@pref.hyogo.lg.jp



申請 及び お問い合わせ先

農林(水産)振興事務所	住 所	TEL
神戸農林振興事務所	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-1	078-361-8551
阪神農林振興事務所	〒669-1531 三田市天神1-10-14	079-562-8848
加古川農林水産振興事務所	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	079-421-9159
加東農林振興事務所	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	0795-42-9420
姫路農林水産振興事務所	〒670-0947 姫路市北条1-98	079-281-9285
光都農林振興事務所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2196
豊岡農林水産振興事務所	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3697
朝来農林振興事務所	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6878
丹波農林振興事務所	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	0795-73-3791
洲本農林水産振興事務所	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2097